

# 野焼き行為は法律で禁止されています！

すべての方が、次の例外を除き廃棄物の焼却ができません



違反者は、5年以下の懲役  
または1,000万円（法人は  
3億円）以下の罰金が科せ  
られます。

（廃棄物処理法第25条第1項  
及び第32条第1項）

## 焼却禁止の例外となるもの

1. 門松、しめ縄等を燃やす行事  
（風俗習慣上または、宗教上の行事を行うために必要なもの）
2. たき火、バーベキュー等  
（日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの）
3. 稲わら、畔の草等の焼却  
（農業、林業を営むために行うやむを得ないもの）
4. 廃棄物処理基準に基づく焼却  
（廃棄物処理法に規定する構造基準を満たす焼却炉を用いた焼却）
5. 河川敷の草焼き、災害等の応急対策、防災訓練  
（国または地方公共団体が行う施設管理や災害の予防、応急対策に必要なもの）

**ただし、近隣へ迷惑を及ぼす焼却は例外とはなりません。近隣へのご配慮をお願いします！**

## 例外となる場合でも

- ・ 煙やにおいて気分が悪くなる
- ・ 煙により、喘息が悪化する
- ・ 洗濯物に煙の臭いがついてしまう

こうした声が大変多く寄せられています。

野焼き行為の周辺には様々な状況下で人が住んでいます。

その生活を害さないよう、



**野焼き行為そのものをできる限り  
控えるようにしましょう！！**

【問合せ先】 稲沢市環境保全課（環境センター内）

電話 0587-36-3710（ダイヤルイン） FAX 0587-36-3709

# ごみの焼却は基準を満たす 焼却炉で行ってください

大気汚染物質の発生につながることから、焼却炉を用いずに焼却することは廃棄物処理法により禁止されています。

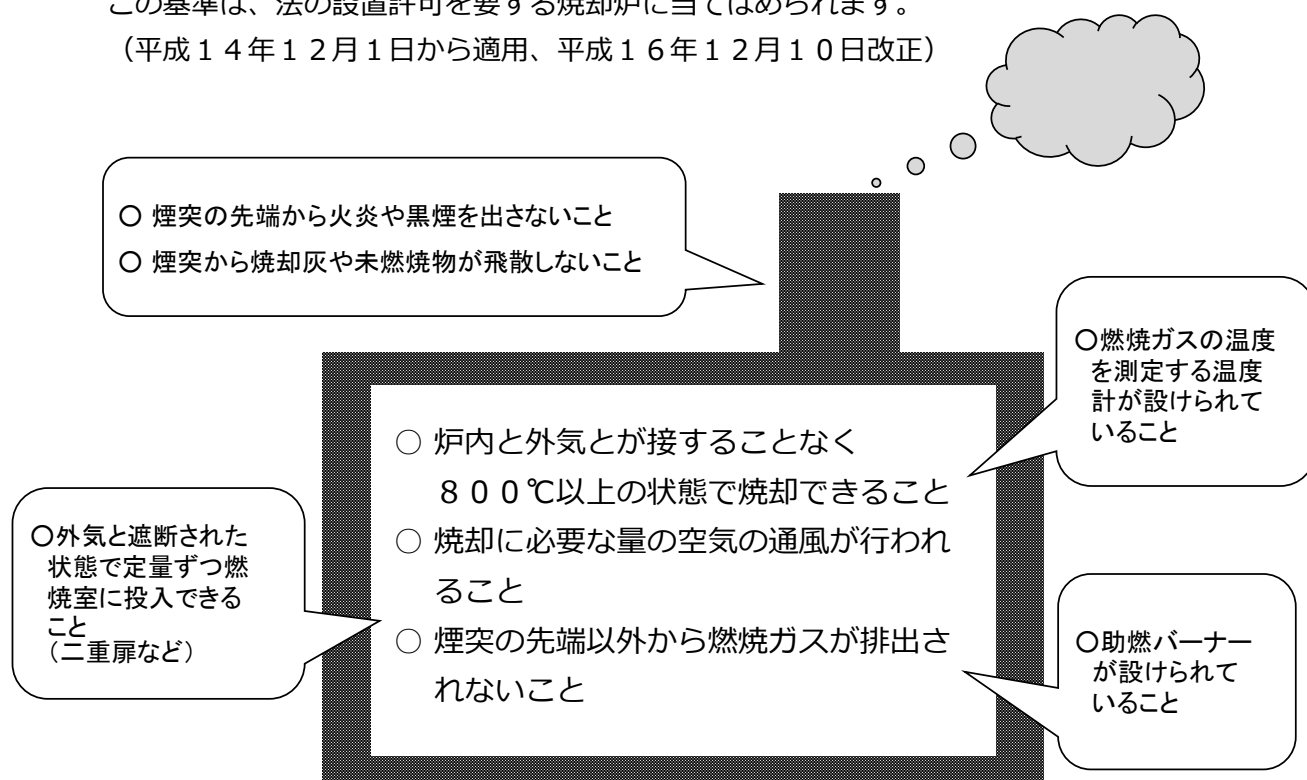
- 例 1. 地面でそのまま焼却  
2. ブロック積みによる焼却  
3. ドラム缶や一斗缶を用いた焼却
- 例外 1. 災害の復旧  
2. 宗教行事  
3. 日常生活を営む上での軽微な焼却（落ち葉を焚き火する程度）

## 基準を満たしていない焼却炉は使用できません

焼却炉を用いて焼却する場合でも、焼却炉が以下の基準を満たしていなければなりません。

この基準は、法の設置許可を要する焼却炉に当てはめられます。

（平成14年12月1日から適用、平成16年12月10日改正）



### ●お問合せ

廃棄物焼却炉に関すること 愛知県尾張県民事務所廃棄物対策課 電話 052-961-7211